

横浜市E Vバス等普及促進補助金交付要綱

制定 令和6年9月12日
脱力第255号 局長決裁
最近改正 令和8年6月4日
脱循第145号 局長決裁

(総則)

第1条 横浜市E Vバス等普及促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年11月市規則第139号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、E Vバス及びE Vバス用充電設備の導入事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、2027年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）を契機として市内を走行するバスの脱炭素化を進めるとともに、GREEN×EXPO 2027の会場へのクリーンな移動手段を確保すること及びGREEN×EXPO 2027の機運を醸成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「E Vバス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が電気のみであることが記載されているもの）であって、乗車定員11人以上のものをいう。
- (2) 「E Vバス用充電設備」とは、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及びE Vバスに搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 「リース契約」とは、借主が希望する設備等（未使用品に限る。）を当事者間で合意した期間にわたり使用収益する権利を与え、借主は、当該設備等の使用料を貸主に支払う契約をいう。
- (4) 「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたものにに基づき、車両・設備の貸付等を行う者をいう。

(補助対象事業等)

- 第4条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「申請者」という。）がE Vバスの導入及びE Vバス用充電設備の設置に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。
- 2 補助対象となるE Vバス及びE Vバス用充電設備は、環境省「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））」の補助対象であること。
 - 3 補助額は、別表1に掲げる範囲内とする。

(申請者)

第5条 申請者は、次に掲げる者のうち、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないものとする。ただし、補助対象のE Vバス及びE Vバス用充電設備をリース契約で導入する場合は、リース事業者が申請することとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (3) 特定旅客自動車運送事業者
- (4) 特定旅客自動車運送事業者が自ら所有する又は使用するバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
- (5) 道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者
- (6) リース事業者
- (7) その他市長が認める者

(申請車両・設備)

第6条 本補助金の交付対象となるEVバス（以下「補助対象車両」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象車両は、申請年度の4月1日以降に当該補助対象事業に着手し、初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く）、又は使用過程のバスをEVバスに改造した車両であること。補助対象事業の着手日は、「車両の登録日」（使用過程車をEVバスに改造する場合は、改造後の登録日）、「車両の引渡日」又は「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も早い日とする。
- (2) 自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が横浜市内にあること。
- (3) 受領可能な国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国補助等の交付申請をすることができないときで、市長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 補助対象車両は、GREEN×EXPO 2027 の開催期間中に、原則、GREEN×EXPO 2027 来場者用バスとして供されること。ただし、来場者用バスとして供することが困難な場合は、その対応について市長と協議することとする。
- (5) GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を図るため、GREEN×EXPO 2027 終了時まで、別表2に示すロゴマーク等を車体に表示するなどしてPRすること。ただし、ロゴマーク等の表示ができない場合は、その対応について市長と協議することとする。

2 本補助金の交付対象となるEVバス用充電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備は、申請年度の交付決定後に当該補助対象事業に着手し、設置された設備（中古品を除く。）であること。補助対象事業の着手日は、「補助対象設備の搬入日」とする。
- (2) 補助対象設備は、市内事業所に設置され、原則としてEVバスを充電するために使用されるものとする。
- (3) 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国補助等の交付申請をすることができないときで、市長が認める場合はこの限りでない。

(交付申請)

第7条 申請者は、横浜市EVバス等普及促進補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、申請年度の12月第4金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までに、次の各号に留意し市長に提出しなければならない。

- (1) 予算の範囲を超えた日の申請は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した者のみ交付申請書を提出したものとする。また、抽選の結果、抽選にもれた者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取り下げ又は交付決定の取り消し等により、予算の範囲に満たなくなったときは、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。
 - (2) 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
 - (3) 既に補助対象事業に着手している場合は申請してはならない。
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
- 3 第1項に規定する申請書を提出する際に、補助金規則第14条第1項第4号に規定する見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料及び同項第5号に規定する見積書徴収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を市長に提出しなければならない。本要綱で扱う補助対象事業については、補助金規則第24条ただし書きの規定を適用することができる。
- 4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表3に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市EVバス等普及促進補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するもの

とする。

4 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

5 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、横浜市E Vバス等普及促進補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付決定通知書の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市E Vバス等普及促進補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更又は廃止の承認申請）

第10条 申請者は、交付申請書に記載された補助対象事業の内容について変更しようとするとき又は事情の変化により廃止しようとするときは、あらかじめ、横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更又は廃止の承認）

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書について審査し、その内容を適当と認めたときは、承認するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、交付決定通知書の交付決定額を増額することはできないものとする。

2 市長は、前項の規定により承認するときは、横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条の申請を承認しないときは、横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）不承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（再申請の禁止）

第12条 第9条に定める交付申請の取下げをした者、第10条に定める廃止の承認申請及び第11条の廃止の承認を受けた者は、同年度内に本事業について、補助金の申請を行うことはできない。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助対象事業の完了後、速やかに横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式）を、市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請年度の3月の第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までとする。

2 前項に規定する補助対象事業の完了日は、それぞれ（1）、（2）のとおりとする。また、E VバスとE Vバス用充電設備をいずれも申請している場合は、以下の最も遅い日を完了日とする。

（1）E Vバスは、「車両の登録日」、「車両の引渡日」、「第6条第1項第5号に定めるロゴマーク等の表示が完了した日（ロゴマーク等の表示ができない場合はこの限りではない。）」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日とする。

（2）E Vバス用充電設備は、「工事の完了日」、「設備の引渡日」、「代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日とする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同項第3号から第5号に掲げるものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が交付決定通知書の内容及び条件に適合すると認めたときは、別表1に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知を、横浜市E Vバス等普及促進補助金額確定通知書（第9号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

（補助金の交付）

第 15 条 補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から速やかに、横浜市 E V バス等普及促進補助金請求書（第 10 号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請年度の翌年度 4 月の第 2 金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（手続の委任）

第 16 条 申請者は、委任状（第 11 号様式）を市長に提出することにより、第 7 条に定める交付申請、第 9 条に定める取下届出、第 10 条に定める変更の承認申請、又は廃止の承認申請、第 13 条に定める実績報告及び第 15 条に定める請求書の提出について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

（2）補助金を他の用途に使用した場合

（3）第 8 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

（4）第 9 条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合

（5）補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合

（6）補助金交付を受けようとする申請年度に事業を着手又は完了しないとき。

（7）補助対象事業の前提となる国の補助対象事業内容に変更があったとき。

（8）市長の指示に違反した場合

（9）第 13 条の規定する期日までに実績報告書を提出することができなかった場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消したときは、横浜市 E V バス等普及促進補助金交付決定取消し通知書（第 12 号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

5 申請者は、第 1 項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、第 1 項第 7 号に該当する場合で、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。

6 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財

産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了日から起算し、別表4に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）に、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の申請を受けた後、速やかに横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る財産処分承認・不承認書（第14号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る財産処分完了報告書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の交付を受けた者が取得財産の処分をした場合は、市長は期限を定めて当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。返還の金額は別表5に定めるものとする。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合、又は補助金交付の目的に反しないと市長が認める場合は、この限りではない。
- 7 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はその限りではない。
- 8 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。

（帳簿等の保存義務）

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を第18条第2項に定める期間、保存しなければならない。

（届出事項）

第20条 補助金の交付を受けた者は、第18条第2項に定める期間中、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る事業内容変更届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1）補助金の交付を受けた者の名称、氏名（代表者名）及び住所（所在地）を変更したとき。
- （2）リース事業者にあつては、申請車両・設備の使用者の名称、氏名（代表者名）及び住所（所在地）を変更したとき。

（暴力団の排除）

第21条 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）。
 - （2）暴力団員（法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）。
 - （3）法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいること。
 - （4）法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当すること。
 - （5）その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者。
- 2 市長は、必要に応じ申請者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを各都道府県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則（改正 令和 7 年 5 月 20 日脱循第 122 号、局長決裁）
この要綱は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（改正 令和 8 年 6 月 4 日脱循第 145 号、局長決裁）
この要綱は、令和 8 年 6 月 4 日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

補助対象	補助対象経費	補助率	補助上限額
E Vバス	E Vバスの車両本体価格 (消費税及び地方消費税を除く取引価格) ※E Vバスへの改造に要する経費を含む。 ただし、あらかじめ所有する使用過程車を E Vバスに改造し導入する場合、当該車両 の車両本体価格は補助対象外とする。	2 分の 1	200 万円／台
E Vバス用 充電設備	E Vバス用充電設備の設備費及び工事費 (消費税及び地方消費税を除く取引価格)	2 分の 1	50 万円／基

備 考

- 1 環境省補助金の補助対象であること。
- 2 補助額は、①補助金交付申請額、②補助対象経費から国補助等の交付額を除いた額に補助率を乗じた額、③補助上限額のうちいずれか低い金額とする。
- 3 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2 (第6条関係)

ロゴマーク等	目安の大きさ
	歩行者が文字を視認できる程度とし、縦 20cm 以上を目安とする。

備 考

- 1 表示箇所は、バスの乗降口付近とする。
- 2 画像データについては、横浜市から提供する。
- 3 提供データについては、縦×横の比率を変えないこと。
- 4 表示面積は、車両表示面の 1 / 8 以内とする。

別表 3 (第 7 条関係)

補助対象経費の中に申請者(リースの場合は使用者。以下、同じ。)の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に申請者の利益等相当分が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。 このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。 その方法は原則以下のとおりとする。 1. 利益等排除の対象 申請者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。 (1) 申請者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 申請者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表4(第18条、第19条、第20条関係)

期間	E V バス E V バス用充電設備	補助対象事業完了日から5年
処 分 の 制 限	・処分制限期間内は処分(目的外使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保提供すること)をいう。)することはできない。ただし、あらかじめ「横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る財産処分承認申請書」(第13号様式)を市長に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 ・処分に当たっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに市長に報告すること。(※取得財産等の処分の制限は取得価格が50万円以上のものとする)	

別表5(第18条関係)

返還額	計算式
返還額は未経過期間に相当する額とする。 未経過期間は、「財産処分制限期間」(5年)から「補助対象事業完了日の翌月から起算し、処分した日の属する月」までの期間(以下「保有期間」という。)を除いた期間とする。 ただし、補助対象事業完了日の属する月に処分した場合は補助交付額を全額返還することとする。	$\text{返還額} = \frac{\text{財産処分制限期間} - \text{保有期間}}{\text{財産処分制限期間}} \times \text{補助交付額}$ ※ 期間の計算は月数で行い、返還額は1円未満切り捨てとする。

年	月	日
受付番号		
※市役所記入欄		

（提出先）横浜市長

横浜市EVバス等普及促進補助金交付申請書

郵便番号	〒 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> - <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
現住所 （法人等の場合は所在地）	横浜市								
フリガナ									
申請者名 （法人等の場合は名称）									
フリガナ									
（法人等の場合は代表者の 役職及び氏名）									
電話番号									
メールアドレス									

横浜市EVバス等普及促進補助金の交付を受けたいので、横浜市EVバス等普及促進補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり申請します。なお、申請に当たり横浜市EVバス等普及促進補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。

1 導入するEVバス・EVバス用充電設備 別紙のとおり

2 補助金交付申請額 算定根拠は別紙のとおり

EVバス	円
EVバス用充電設備	円

3 申請の担当者連絡先

担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話:	メールアドレス:

4 申請要件等の確認 以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークを記入してください。

☐	交付決定の後に補助対象事業に着手します。
☐	補助対象事業を実施する申請年度の3月の第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までに実績報告書を提出することに同意します。
☐	関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。
☐	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないことを誓約し、市税等の納付状況についての調査に同意します。
☐	私は反社会的勢力の団体に属していません。関係機関への照会に同意します。
☐	契約内容の確認で横浜市が販売会社等と直接連絡を取ることに同意します。
☐	補助対象車両は、GREEN×EXPO 2027の開催期間中に、原則、GREEN×EXPO 2027来場者用バスとして供されること。ただし、来場者用バスとして供することが困難な場合は、その対応について市長と協議することとする。

5 EVバスの販売会社等に関する事項

販売会社	社 名	所在地
担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話:	メールアドレス:

6 EVバス用充電設備の施工会社等に関する事項

施工会社	社 名	所在地
担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話:	メールアドレス:

7 利益等排除に関する事項

1又は2の該当する方に☑マークをご記入ください。

申請者（リースの場合は使用者）と補助対象車両・設備の調達先との関係は以下の通りです。

- ☐ 1 申請者は、本要綱第7条別表3に定める利益等排除の対象に該当する。
- ☐ 2 申請者は、上記1に該当しない。

8-1 添付書類等（共通）

- 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日時点で発行日が3か月以内のもの）
※リースで導入する場合は、リース事業者と使用者の両方が必要
※個人事業者が申請する場合は、住民票の写しのコピー（申請日時点で発行後3か月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）と個人事業主として事業を営んでいることを証明する書類の写し（直近の所得税青色申告決算書、営業許可証等）
- 国補助等（国・神奈川県・その他団体）の交付決定通知書の写し
※申請時において国補助等の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類（補助金交付申請書等）の写し
- 委任状（第11号様式）（手続きを第三者へ委任する場合のみ）
- 要綱第7条別表3に記載の書類（利益等排除の対象となる調達先から導入する場合）
※国補助等を申請する場合は、同じものを提出してください。
- その他 市長が必要と認めるもの

8-2 添付書類等（EVバスの申請をする場合）

- 補助対象経費に係る見積書の写し
- 導入するEVバスの仕様書、カタログ等の写し
※メーカー名、車名、型式及び乗車定員が分かるもの
- 貸与料金算定根拠明細書（購入の場合は不要）
※補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの

8-3 添付書類等（EVバス用充電設備の申請をする場合）

- 充電設備及び工事に係る見積書の写し（内訳書含む）
- 充電設備の仕様を確認できる書類（カタログや仕様書の写し）
- 貸与料金算定根拠明細書（購入の場合は不要）
※補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの

- (4) 充電設備を設置する土地の登記事項証明書の写し（申請日時時点で発行後3か月以内のもの）
※申請者（リースの場合は使用者）のみが所有する土地、又は申請者（リースの場合は使用者）が地上権者として登記されている土地に整備する場合
- (5) 土地の使用及びEV急速充電設備の設置に関する許諾書またはこれに代わるもの
※借地又は第三者の共有地に整備する場合
※国補助等を申請する場合は、同じものを提出してください。
- (6) 着工前の要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置予定場所等を撮影したもの）
※入替の場合は、既設充電スペースの全景、既設充電設備の銘板写真
- (7) 設計図面（設置場所見取図、電気系統図）

導入するE Vバス

E Vバス概要	メーカー名： 車名： 型式：
使用の本拠の位置	横浜市
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名（名称）： 住所（所在地）：
リース契約（予定日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
事業完了（予定）日 「車両の登録日※」、「車両の引渡日」、「ロゴの表示完了日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日 ※E Vバスへの改造を行った場合は、改造後の登録日	年 月 日
台 数 (A)	台
車両本体価格（補助対象経費） (B)	円／台
(A) × (B) (C)	円
国補助等の交付決定（申請）額 (D) ※交付決定前の場合は、 補助金交付申請額を記入	円 (内訳) 国の補助金額： 円 神奈川県補助金額： 円 その他の補助金額： 円
(C) − (D) (E)	円
(E) × 補助率（1 / 2） (F)	円
補助金交付申請額 （上限を超える場合は上限額、千円未満切り捨て）	円

（注 1） 導入するE Vバスの使用の本拠の位置、型式ごとに 1 枚ずつ作成すること。

（注 2） 消費税及び地方消費税を除くは補助対象経費としない。

導入するEVバス用充電設備

EVバス用充電設備概要	メーカー名： 型式： 出力： kW（口数： 口）
急速充電設備を導入する者 （補助金を受ける者）	氏名（名称）： 住所（所在地）：
設置場所（所在地）	横浜市
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名（名称）： 住所（所在地）：
リース契約予定日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
事業完了（予定）日 「工事の完了日」、「設備の引渡日」、「代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日	年 月 日
導入数 (A)	基
設備費（補助対象経費） (B)	円／基
工事費（補助対象経費） (C)	円
(A) × (B) + (C) (D)	円
国補助等の交付決定（申請）額 (E) ※交付決定前の場合は、 補助金交付申請額を記入	_____ 円 （内訳） 国の補助金額： _____ 円 神奈川県の補助金額： _____ 円 その他の補助金額： _____ 円
(D) － (E) (F)	円
(F) × 補助率（1 / 2） (G)	円
補助金交付申請額 （上限を超える場合は上限額、千円未満切り捨て）	円

（注1）導入する充電設備の所在地、型式ごとに1枚ずつ作成すること。

（注2）消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

年 月 日

土地の使用及びE Vバス用充電設備の設置に関する許諾書

(提出先)
横浜市長

(許諾者)
住所〒

氏名 ㊞

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

所有している次の土地において、次の申請者（リースの場合は使用者）がE Vバス用充電設備を整備し、5年以上設置することを許諾します。

申請者名（法人等の場合は名称） ※リースの場合は使用者	
充電設備の設置場所（所在地）	横浜市

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

（公印省略）

横浜市E Vバス等普及促進補助金交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市E Vバス等普及促進補助金交付申請書を審査した結果、横浜市E Vバス等普及促進補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので、通知します。

- 1 交付決定額 _____ 円
（内訳）E Vバス _____ 円
E Vバス用充電設備 _____ 円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事 業 名	E Vバス等普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者名	
E Vバスの使用の本拠の位置	
E Vバス用充電設備の設置場所	

3 補助金交付の条件

- （1）横浜市E Vバス等普及促進補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。
- （2）次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けること。
- ア 補助対象事業の内容を変更又は廃止しようとするとき。
- イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （3）財産の処分の制限
- ア 補助金の交付を受けた者は、要綱第18条（別表4）に定める財産処分制限期間（5年間）を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供しないこと。
- イ 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、承認を受けること。
- ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合、補助金の交付を受けた者は、当該補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還すること。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではない。

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長 (公印省略)

横浜市E Vバス等普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市E Vバス等普及促進補助金交付申請書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

1 対象事業の内容

事 業 名	E Vバス等普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不交付の理由

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市E Vバス等普及促進補助金交付申請取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました横浜市E Vバス等普及促進補助金については、次の事項について不服がありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名
（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました
横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る事業について、（変更・廃止）をしたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更又は廃止の理由及びその内容

2 添付書類等（変更のとき）

（1）補助金交付申請書

控えの第1号様式及び別紙の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、
その上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合
は、別紙にまとめて記載すること。

A 4判三つ折の書類が入る封筒〔第1種定形〕

（2）その他必要な書類（見積書など）

3 変更又は廃止後の補助金交付申請額

円

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長
(公印省略)

横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、年
月 日に補助対象事業の（変更・廃止）承認申請書を受け付けました横浜市E V
バス等普及促進補助金に係る補助対象事業について、次のとおり（変更・廃止）を承認
したので通知します。

1 承認した事業の概要

2 補助金額の変更

事 業 名	E Vバス等普及促進事業
変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による差額	円

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

㊟

横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、 年
月 日に補助対象事業の（変更・廃止）承認申請書を受け付けました横浜市E Vバス
等普及促進補助金に係る補助対象事業について、次の理由により（変更・廃止）を不承
認としたので、通知します。

1 対象事業の内容

事 業 名	E Vバス等普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不承認の理由

年	月	日
---	---	---

（提出先）横浜市長

横浜市EVバス等普及促進補助金に係る補助対象事業実績報告書

補助金交付決定年月日	郵便番号 〒 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> — <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																
年 月 日																	
交付決定番号																	

現住所 （法人等の場合は所在地）	横浜市
フリガナ	
申請者名 （法人等の場合は名称）	
フリガナ	
（法人等の場合は代表者の役職及び氏名）	
電話番号	
メールアドレス	

上記交付決定番号により横浜市EVバス等普及促進補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、横浜市EVバス等普及促進補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。

- 1 導入した EV バス、EV バス用充電設備 別紙のとおり
- 2 補助金の額

EV バス	円
EV バス用充電設備	円

3-1 添付書類等（共通）

- (1) 国補助等（国・神奈川県・その他団体）の交付決定通知書の写し
※交付申請時に提出できなかった場合
- (2) 国補助等（国・神奈川県・その他団体）の額の確定通知書の写し又は実績報告書等の写し
- (3) その他 市長が必要と認めるもの

3-2 添付書類等（EVバスの申請をしている場合）

- (1) 導入した EV バスの自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し
※同型を複数台導入した場合は、全車両分必要
- (2) 車両引渡日を確認できる書類（車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し）
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (4) 購入代金の支払又は支払手続の完了を確認できる下記のいずれかの書類
 - ア 購入代金を支払ったことを証する領収証の写しまたはこれに代わるもの
 - イ 購入代金の全額分の支払手続（リース契約含む）が完了したことを確認できるもの
- (5) 別表 2 に示すロゴマーク等の車体表示が確認できる写真
- (6) リース契約書の写し（購入の場合は不要）
※賃貸人、賃借人、リース車両の情報、リース期間（5 年以上であること）、総額リース料金の記載があること

3-3 添付書類等（EVバス用充電設備の申請をする場合）

- (1) 発注書、注文書、契約書等、発注の意思を示していることが確認できる書類の写し
(本体の調達と設置工事を別の者に依頼した場合は、それぞれの写し)
- (2) 請求書等、請求の意思を示していることが確認できる書類の写し
(本体の調達と設置工事を別の者に依頼した場合は、それぞれの写し)
- (3) 設備費と設置工事費の内訳が確認できる書類
- (4) 代金の支払又は支払手続の完了を確認できる下記のいずれかの書類
 - ア 代金を支払ったことを証する領収証の写しまたはこれに代わるもの
 - イ 代金の全額分の支払手続（リース契約含む）が完了したことを確認できるもの
- (5) リース契約書の写し（購入の場合は不要）
 - ※賃貸人、賃借人、リース車両の情報、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること
- (6) 充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書
- (7) 完成後の要部写真（充電スペースの全景・充電設備本体の設置場所・銘板写真）
- (8) 完成後の設計図面（完成設置場所見取図及び完成電気系統図）

導入したE Vバス

E Vバス概要	メーカー名： 車名： 型式：
使用の本拠の位置	横浜市
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名（名称）： 住所（所在地）：
リース契約日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
事業完了日 「車両の登録日※」、「車両の引渡日」、「ロゴの表示完了日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日 ※E Vバスへの改造を行った場合は、改造後の登録日	年 月 日 （ 車両の登録日 年 月 日 車両の引渡日 年 月 日 ロゴの表示完了日 年 月 日 代金支払又は契約完了日 年 月 日 ）
台 数 (A)	台
車両本体価格（補助対象経費） (B)	円／台
(A) × (B) (C)	円
国補助等の交付額 (D)	円 (内訳) 国の補助金額： 円 神奈川県補助金額： 円 その他の補助金額： 円
(C) − (D) (E)	円
(E) × 補助率（1 / 2） (F)	円
補助金の額 (上限を超える場合は上限額、千円未満切り捨て)	円

（注 1） 導入したE Vバスの使用の本拠の位置、型式ごとに 1 枚ずつ作成すること。

（注 2） 補助金に係る消費税及び地方消費税を除くは補助対象経費としない。

導入した EV バス用充電設備

EV バス用充電設備概要	メーカー名： 型式： 出力： kW（口数： 口）
急速充電設備を導入した者 （補助金を受ける者）	氏名（名称）： 住所（所在地）：
設置場所（所在地）	横浜市
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名（名称）： 住所（所在地）：
リース契約日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
事業完了日 「工事の完了日」、「設備の引渡日」、「代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日	年 月 日 工事の完了日 年 月 日 設備の引渡日 年 月 日 代金支払又は契約完了日 年 月 日
導入数 (A)	基
設備費（補助対象経費） (B)	円／基
工事費（補助対象経費） (C)	円
(A) × (B) + (C) (D)	円
国補助等の交付額 (E)	円 （内訳） 国の補助金額： 円 神奈川県補助金額： 円 その他の補助金額： 円
(D) − (E) (F)	円
(F) × 補助率（1 / 2） (G)	円
補助金の額 （上限を超える場合は上限額、千円未満切り捨て）	円

（注 1） 導入した充電設備の所在地、型式ごとに 1 枚ずつ作成すること。

（注 2） 補助金に係る消費税及び地方消費税を除くは補助対象経費としない。

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長
(公印省略)

横浜市 E V バス等普及促進補助金交付額確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市 E V バス等普及促進補助金に係る補助対象事業実績報告書を審査した結果、横浜市 E V バス等普及促進補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

補助金確定額	_____	円
(内訳)		
E V バス	_____	円
E V バス用充電設備	_____	円

使用者名：

請求書番号

年 月 日

横浜市長

住所〒

氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)
※電子メールで提出する場合は押印しないこと

横浜市E Vバス等普及促進補助金請求書

年 月 日 第 号で交付額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

円
(補助金交付額確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ										
	口座名義 (※1)										
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード			支店 本店	支店コード (※2)				
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合) 当座 貯蓄 その他()									
口座番号	7桁で記入してください(右詰)										

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店（コード）は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

年 月 日

（提出先）
横浜市長

委 任 状

■委任者（申請者）

住所〒

氏名

㊞

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

私は、下記の者に、横浜市 E V バス等普及促進補助金に係る事務手続の権限を委任します。

■受任者

〒

住所

（法人の場合は、所在地）

氏名

㊞

（法人の場合は、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印）

担当者名

㊞

（担当者を復代理人とする場合は記入・押印）

電話番号

メールアドレス

【委任事項】委任する手続全てに☑マークを記入してください。

- ☐ 交付申請書の提出及び訂正
- ☐ 取下届出書の提出及び訂正
- ☐ 変更又は廃止承認申請書の提出及び訂正
- ☐ 実績報告書の提出及び訂正
- ☐ 請求書の提出及び訂正

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

印

横浜市 E V バス等普及促進補助金交付決定取消し通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知をしました横浜市 E V バス等普及促進補助金について、横浜市 E V バス等普及促進補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 交付取消額

円

2 補助取消内容及び理由

事 業 名	E V バス等普及促進事業
補助交付決定 取消理由	
使用者名	

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市 E V バス等普及促進補助金に係る財産処分承認申請書

横浜市 E V バス等普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 申請年度・交付額確定通知書の番号
- 2 補助金交付額
- 3 処分しようとする財産の名称（メーカー名・型式など）
- 4 処分の内容
- 5 処分しようとする理由
- 6 添付書類等
 - （1）返信用封筒（郵便番号及び宛名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを 1 部）
A 4 判三つ折の書類が入る封筒〔第 1 種定形〕
 - （2）その他必要な書類
（自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）など）
 - （3）提出部数 1 部

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長 印

横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る財産処分
承認書
不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産（E Vバス・E Vバス用充電設備）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名
（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市 E V バス等普及促進補助金に係る
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、
横浜市 E V バス等普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産（E V バ
ス・E V バス用充電設備）の処分が完了しましたので、報告します。

- 1 添付書類等
必要な書類（売買契約書の写しなど）
- 2 提出部数 1 部

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る
事業内容変更届出書

横浜市E Vバス等普及促進補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届出ます。

- 1 変更しようとする財産の名称（メーカー名・型式など）
- 2 変更の内容
- 3 添付書類等
 - （1）変更内容を確認できる書類
 - （2）自動車検査証（写し）及び自動車検査証記録事項（写し）など